

湖南広域消防局火薬類譲受・消費許可申請等審査基準

湖 南 広 域 消 防 局

令和8年6月制定

目 次

第1章	総則	1
	1 目的	
	2 用語の定義	
第2章	建設用びょう打銃用空包等の譲受・消費	2
	1 譲受・消費許可申請の対象	
	2 提出書類	
第3章	煙火の消費に関する手続	3
	1 消費許可申請の対象	
	2 許可申請に必要な書類	
	3 許可申請時の注意事項	
	4 許可を受けた後、申請事項等に変更があった場合の措置	
	5 許可申請書（煙火消費計画書含む）の記載方法	
	6 煙火消費における保安距離の基準	
	7 意見聴取	
	8 現地確認検査	
	9 消費の中止	
	10 煙火の無許可消費数量	

第1章 総則

1 目的

この審査基準は火薬類取締法に基づき許認可事務を行うにあたり、適正にその事務が処理されることを目的に作成したものである。

2 用語の定義

「法」…………… 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

「令」…………… 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）

「規則」…………… 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）

「規程」…………… 湖南広域消防局火薬類譲受・消費許可申請等事務処理規程
（平成21年消防局訓令第1号）

第2章 建設用びょう打銃用空包等の譲受・消費

1 譲受・消費許可申請の対象

- ・建設用びょう打銃用空包
- ・救命索発射用空包
- ・殺銃用空砲 など

2 提出書類

項目	1日に200個以上消費	1日に200個以下消費	様式
火薬類譲受・消費許可申請書	○		規則様式第50
火薬類譲受許可申請書	△	○	規則様式第10
火薬類消費許可申請書	△		規則様式第29
火薬類消費計画書	○	○	規程別紙1
火薬類取扱者名簿	○	○	規程別紙2
営業所位置図	○	○	
店舗見取図	○	○	
消費現場図	○		
消費場所の位置図	○		
鉄砲所持許可証の写 (原本と照合確認)	○	○	

(注) ○は必要書類 △は場合により必要書類

※殺銃用空包については数量に関係なく譲受・消費許可を必要とする。

※消防署が非常災害およびその訓練のために救命索発射用空砲を譲り受ける場合、1日の消費量が400個以下である場合にあっては譲受・消費許可は不要であるもの。ただし、消防組織法（昭和22年法律第226号）および救助活動に関する基準（昭和62年9月21日消防庁告示第3号）で定められた救助隊が装備するものに限る。

第3章 煙火の消費に関する手続

1 消費許可申請の対象（法第25条、規則第48条）

- ・煙火の消費をしようとする者

※ただし、少量の煙火であって規則に定める数量以下の場合は無許可で消費できるもの。

2 許可申請に必要な書類（提出書類3部）

- (1) 火薬類消費許可申請書（規則様式第29）
- (2) 煙火消費計画書（規程様式第5号）
 - ・煙火の種類・数量（規程別紙3）
 - ・消費順序の大要（規程別紙4）
 - ・煙火打揚従事者名簿（規程別紙5）
 - ・消費場所付近の見取図（様式任意）
- (3) 危険予防の方法（規程別紙6）
 - ・危険区域図（様式任意）

3 許可申請時の注意事項

- (1) 許可申請は許可を受けようとする日の少なくとも21日前までに行うこと。
- (2) 煙火大会等の場合、消費場所全般に係る保安責任の所在を明確化するため、許可申請者はできるだけ大会等の主催者としてすること。
- (3) 許可申請者が法人である時、支店長または出張所長等現場の代表者に申請等の行為を委任する時は、委任状を添付すること。
- (4) 提出書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 許可を受けた後、申請事項等に変更があった場合の措置

(1) 消費許可の取り直し

消費許可申請書の記載事項の内、次の事項に変更があった場合は、新たに許可申請をしなければならない。

【変更事項】

- ① 煙火等の種類（大きさおよび球形か円筒形等）
- ② 煙火等の数量（許可数量より増える場合）
- ③ 目的、場所
- ④ 日時
- ⑤ 危険予防の方法

(2) 届出を必要とする変更（規程第7条関係）

【変更事項】

- ① 火薬類消費許可申請書の記載事項（許可の取り直しに係る事項を除く）に変更

があったとき

② 煙火等消費計画書の記載事項に変更があったとき

5 許可申請書（煙火消費計画書含む）の記載方法

(1) 火薬類の種類および数量（「火薬類消費許可申請書」中）

- ・同一の消費地において、10に規定する「無許可消費量」を1品目でも超える場合は、他の品目が無許可消費数量以下であっても、すべての煙火の消費許可が必要となる。
- ・“〇〇一式”等の包括的表現ではなく、「打揚」、「仕掛」に大別したうえで単体ごとに記載すること。

打揚 信号・観賞用の別および号級別に記載し、打揚薬はまとめて表示

仕掛 枠、綱、水中、スターイン、手筒等の区分に分け記載し、それぞれ焰管の数量または火薬量等（スターインの場合は各号級ごとの数量）を表示

また、手筒煙火の場合は、1本ごとの薬量、特定手筒煙火の区別を表示

(2) 危険防止の方法（「火薬類消費許可申請書」中）

規則第56条の4（煙火の消費）の規定等を基にした危険予防の方法を別紙6に記載のこと。

煙火等を取り扱う者の内、指揮者または責任者は、煙火の構造・特性、打揚方法や点火方法、不発の処置等、煙火の取扱いについての十分な知識を有している必要があるため、「煙火打揚げ従事者手帳（公益社団法人日本煙火協会）」の所持者またはそれと同程度の知識を有している者でなければならない。“同程度の知識を有している者”とは法第31条による「火薬類製造保安責任者免状」または「火薬類取扱保安責任者免状」の所持者、その他の方法で証する事ができる者をいう。

特定手筒煙火消費の際には、“監督者”を定める。監督者は手筒煙火の消費に係る経験年数、過去5年間の年平均消費数量および消費回数を記載する。

特定手筒煙火消費者に対する教育は、その実施時期および内容・方法を記載すること。また、次の各内容を具備した危険区域図（様式任意）を提出すること。

・煙火置場、打揚筒・仕掛煙火の設置場所、火気の取扱い場所、消火設備等の配置および位置関係

・危険区域の設定、見張人・警戒員の配置、警戒札・縄張り等による立入禁止措置

・噴出煙火の消費においては、消費場所周辺の状況がわかるように、消費場所（移動範囲含む）、観覧場所、建物等保安物件の位置、パネル等を用いる場合にはその設置位置

(3) 煙火の消費方法（「煙火消費計画書」中）

火薬類の種類および数量を別紙3に記載した場合はその旨を示すこと。消費順序の概要には、煙火消費の場面ごとに、その時刻、種類および数量を記載すること。

(4) 煙火打揚げ従事者の氏名（「煙火消費計画書」中）

煙火等を取り扱う者は、極力「煙火打揚げ従事者手帳（公益社団法人日本煙火協会）」の所持者とする。手帳所持者でない場合は十分な知識または経験を有している者

でなければならない。“十分な知識または経験を有している者”とは法第31条による「火薬類製造保安責任者免状」もしくは「火薬類取扱保安責任者免状」の所持者またはその他の方法で証する事ができる者をいう。

噴出煙火の消費においては、その経験の有無ならびに経験年数、煙火の薬量ごとの消費本数（特定手筒煙火は1区分とする）を記載すること。

(5) 消費場所附近の見取図（「煙火消費計画書」中）

- ① 可能な限り、縮尺2,500分の1以上の地図とし、次の各内容を具備したものとすること。
- ② 消費場所を含む市街地、交通機関、道路、公共施設等との地理的位置関係が十分判断できるものであること。
- ③ 消費場所を中心に、当該地域の地形等自然的条件や土地利用状況等の地域特性が判断できるものであること。

6 煙火消費における保安距離の基準

煙火を消費する場合の打揚げ煙火の打揚げ筒および仕掛煙火の設置場所から道路（交通制限可能な道路は除く）、人の集合する場所または建築物等迄の距離（保安距離）は原則として次のとおりとすること。

(1) 打揚げ煙火（スターマインを含む）

打揚げ煙火の区分	保安距離
2号（直径 6cm以下）	半径 50m以上
2.5号（ 〃 7.5cm以下）	〃 65m以上
3号（ 〃 9cm以下）	〃 80m以上
4号（ 〃 12cm以下）	〃 110m以上
5号（ 〃 15cm以下）	〃 140m以上
6号（ 〃 18cm以下）	〃 180m以上
7号（ 〃 21cm以下）	〃 200m以上
8号（ 〃 24cm以下）	〃 230m以上
10号（ 〃 30cm以下）	〃 280m以上
15号（ 〃 45cm以下）	〃 350m以上
20号（ 〃 60cm以下）	〃 400m以上
30号（ 〃 90cm以下）	〃 600m以上

注. スターマインについては最大のものを基準とする。

(2) 噴出煙火

区分		薬量	筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)	筒相互の間隔 (m)	
噴出煙火	手筒煙火	200g以下 (特定手筒煙火)	15	10	2.0	
		600g以下	直立し点火	—	5	1.5
			上記以外	15	5	1.5
		600gを超え1200g以下	15	10	2.0	
		1200gを超え1800g以下	20	15	2.5	
		1800gを超え2400g以下	25	20	3.0	
		2400gを超え3000g以下	28	23	3.5	
	3000gを超え4000g以下	30	25	4.0		
	噴水煙火	6000g以下	—	手筒煙火の薬量に準ずる。ただし、4000gを超えるものは30mとする	点火者の安全が保てる距離とする	

(3) 噴出煙火 (防護パネル等設置時)

区分		薬量	筒の噴き出し 方向の前後 (m)	筒の側面 (m)	筒相互の間隔 (m)	
噴出煙火	手筒煙火	200g以下 (特定手筒煙火)	9	7	2.0	
		600g以下	直立し点火	—	4	1.5
			上記以外	4	4	1.5
		600gを超え1200g以下	9	7	2.0	
		1200gを超え1800g以下	13	10	2.5	
		1800gを超え2400g以下	17	13	3.0	
		2400gを超え3000g以下	19	15	3.5	
	3000gを超え4000g以下	20	17	4.0		
	噴水煙火	6000g以下	—	手筒煙火の薬量に準ずる。ただし、4000gを超えるものは20mとする	点火者の安全が保てる距離とする	

(4) 仕掛煙火 (枠仕掛) 枠の高さの1.5倍以上とすること。ただし、爆発音を発するものを付属する場合は、30m以上とすること。

(5) 乱玉、立火、網仕掛等は打揚げ煙火に準ずること。ただし、傾斜打揚げの場合は星または火の粉が到達しない距離とすること。

7 意見聴取

観賞を目的とした煙火の消費を行う許可申請を受けた場合は、法第52条の規定により滋賀県公安委員会に対し、意見を聴取しなければならない。

8 現地確認検査

火薬類（煙火）消費許可証を交付するにあたり、申請者または打揚責任者立会いのもと、現地確認検査を行う。この際、必要に応じて管轄警察署の立会いを求めるものとする。

9 消費の中止

煙火の消費に際して、次に挙げる状況の場合、消費を中止することができる。

- (1) 強風（樹木の大枝が動く程度以上の風で、風速が毎秒10m以上）の場合
- (2) 大雨（煙火の導火線が吸湿または湿潤するおそれのある程度以上の大雨で1時間降雨量15mm以上）の場合
- (3) 火災警報が発令された場合
- (4) 船上において消費する場合は、波浪により船が大きく傾く場合
- (5) 波浪が設置場所に及ぶ場合
- (6) 上記（1）から（5）の状況が切迫して発生すると判断される場合

10 煙火の無許可消費数量

- (1) 信号または観賞のために消費する場合

同一の消費地において無許可で1日に消費できる種類、数量は次のとおりである。

煙火の区分			消費数量 ※	
球状の打揚げ煙火(煙火玉) 【観賞用】	直径6cm以下のもの	2号玉	25個以下	75個以下
	直径6cmを超え直径10cm以下のもの	2.5～3号玉		
	直径10cmを超え直径14cm以下のもの	4号玉	10個以下	
仕掛煙火 【観賞用】	仕掛煙火に使用する焰管(例:200本以下の焰管を使用して組立てた仕掛花火)		200個(本)以下	
特定の規格に適合するファイヤークラッカー その他の点火によって爆発音を出す筒物(火薬1g以下爆薬0.1g以下)			300個以下	
爆竹(連結数30本以下1本の火薬1g以下爆薬0.1g以下)			300個以下	
競技用紙雷管(消費は18歳未満の者でもよい)			無制限	

※全ての上限を満たすことが必要

注意点

- ・上記品目の内、1品目でも規定数量を超える場合は、他の品目の数量が規定内にあっても、消費しようとする全品目の許可が必要
- ・仕掛煙火で200個以下の焰管を使用して2台（1台は130個以下、他の1台は70個以下のような場合）以上の枠仕掛を組み、連続して燃焼させることにより、1つの効果を演出するような場合は、枠仕掛が2台以上あっても仕掛煙火1台とする。
- ・仕掛煙火の裏打ち（スターメイン）について、200個以下の焰管を使用して組立てた仕掛煙火に、裏打ち用としてスターメインを付属させた場合は無許可消費数量に適合しない。ただし、無許可消費数量以下の玉等を、前記仕掛煙火の付近でスターメイン方式に打ち揚げることは差支えない。

(2) 映画または演劇等演出の効果のため消費する場合

同一の消費地において1日に消費できる種類、数量は次のとおりです。

煙火の区分		消費数量 ※	
火薬または爆薬	15g以下の煙火		
	15gを超え30g以下の煙火	35個以下	85個以下
	30gを超え50g以下の煙火	5個以下	
爆薬（爆破音を出すためのもの）0.1g以下の煙火		無制限	
発煙筒、撮影用照明筒		無制限	

※全ての上限を満たすことが必要

(3) 防霜、防虫、消火演習、気象観測または気密検査のために消費する場合

発煙筒無制限

(4) 動物の駆逐の用に供するため消費する場合

1日につき空包100個以下（ただし、原料をなす火薬または爆薬10g以下の煙火200個以下）

(5) 煙火を無許可消費する場合の規制

消費方法の基準

無許可消費数量に該当する煙火の消費でも、法令に定められている煙火消費に関する技術基準が適用される。すなわち、小型で少量の花火も、数千発の煙火を打ち揚げる花火大会でも消費するに必要な技術基準を遵守しなければならない。